

令和6年度大野市国民健康保険税改定の概要

1. 国民健康保険の状況

- 国民健康保険の財政運営の責任主体が県単位化（平成30年度～）
- 保険料算定方式を4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から資産割を廃止し、3方式へ
- 財源不足を基金取り崩し又は一般会計からの補填により運用（令和5年度末基金残高：66,918千円）
- 2年連続の赤字補填目的の一般会計繰入は、マイナス評価され、県全体の国特別調整交付金が減額される
- 団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行し、国保被保険者数が急激に減少（現役世代人口の減少）
- 後期高齢者数の増加に伴い、後期高齢者支援金が増大
- 福井県国民健康保険運営方針（令和6～11年度）において、県内保険料の統一時期が示される見込み
- 大野市国民健康保険運営協議会において、令和6年度国保税改定の方針及び改定税率（案）を審議

2. 税率改定の方針

(1) 適正な保険税率の検討

- ✓ 県納付金の動向を分析し、毎年、翌年度の保険税率を検討する。
- ✓ 検討の結果、必要に応じて保険税率の改定を行う。

(2) 医療費適正化の取組み

- ✓ 特定健康診査及び特定保健指導の受診を促進する。
- ✓ 糖尿病性腎症や慢性腎臓病の重症化予防の取組を推進する。
- ✓ おおのヘルスウォーキングプロジェクトの参加などを通じ、健康意識を高める。

(3) 保険税徴収の適正な実施

- ✓ 口座振替を推進する。
- ✓ 税務課と連携し、短期証の発行や納付相談を実施する。
- ✓ 納付相談に応じない場合には、財産調査を実施し、滞納処分を行う。

(4) 2年連続して一般会計からの赤字補填を行わないよう、基金を活用し運用する。

3. 令和6年度 保険税率改定(案)

区分	種別	現行税率	改定案	比較
医療保険分	所得割率	6.85%	6.85%	据え置き
	資産割率	-	-	-
	均等割額	28,000円	28,000円	据え置き
	平等割額	20,200円	20,200円	据え置き
後期高齢者支援金分	所得割率	2.20%	2.60%	0.40%
	資産割率	-	-	-
	均等割額	8,800円	10,500円	1,700円
	平等割額	6,400円	7,300円	900円
介護保険分	所得割率	2.00%	2.20%	0.20%
	資産割率	-	-	-
	均等割額	10,900円	11,300円	400円
	平等割額	5,500円	5,700円	200円
計	所得割率	11.05%	11.65%	0.60%
	資産割率	-	-	-
	均等割額	47,700円	49,800円	2,100円
	平等割額	32,100円	33,200円	1,100円
一人当たり賦課額		97,182円	101,387円	4,205円

4. 税率改定の経過

平成23年度 賦課総額を引き上げ
 令和元年度 賦課総額を据え置きしつつ、資産割率を約半分にした
 (現行) 令和4年度 賦課総額を引き上げつつ、資産割を廃止した

5. 県内市町の国保保険料(税)改定状況

市町	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
福井市	○		○	○	○		○	
敦賀市			○				○	
小浜市			○		○		○	
大野市				○			○	
勝山市			○					
鯖江市							○	
あわら市				○				
越前市	○		○		○		○	
坂井市			○					○
永平寺町		○		○		○		
池田町			○			○		
南越前町			○			○		
越前町			○	○	○	○		
美浜町						○	○	
高浜町			○	○		○	○	
おい町			○	○	○	○	○	
若狭町				○		○		
改定した市町	2	1	11	8	5	8	9	1

国民健康保険税率案

全体	世帯数	3,932	被保険者数	6,030
----	-----	-------	-------	-------

介護2号該当	世帯数	1,419	被保険者数	1,653
--------	-----	-------	-------	-------

項目			標準保険料率	現行				改正案						
			3方式	税率	賦課割合		項目	金額	税率	賦課割合		項目	金額	差額
医療保険分	応能分	所得割額	6.56%	6.85	49.60%	49.60%	税額	483,683,395円	6.85%	49.60%	49.60%	税額	483,683,395円	0円
		資産割額					軽減後	411,462,500円				軽減後	411,462,500円	0円
	応益分	均等割額	28,091円	28,000	34.91%	50.40%	1人当たり	68,236円	28,000円	34.91%	50.40%	1人当たり	68,236円	0円
		平等割額	18,561円	20,200	15.49%		1世帯当たり	104,645円	20,200円	15.49%		1世帯当たり	104,645円	0円
後期高齢者 支援金分	応能分	所得割額	2.85%	2.20	50.17%	50.17%	税額	154,151,719円	2.60%	49.95%	49.95%	税額	180,609,900円	26,458,181円
		資産割額					軽減後	131,286,500円				軽減後	153,722,600円	22,436,100円
	応益分	均等割額	11,949円	8,800	34.42%	49.83%	1人当たり	21,772円	10,500円	35.06%	50.05%	1人当たり	25,493円	3,721円
		平等割額	7,895円	6,400	15.41%		1世帯当たり	33,389円	7,300円	14.99%		1世帯当たり	39,095円	5,706円
介護保険分 (40～64歳)	応能分	所得割額	2.29%	2.00	48.78%	48.78%	税額	50,417,236円	2.20%	50.05%	50.05%	税額	53,590,455円	3,173,219円
		資産割額					軽減後	43,258,300円				軽減後	46,177,300円	2,919,000円
	応益分	均等割額	12,216円	10,900	35.74%	51.22%	1人当たり	26,170円	11,300円	34.85%	49.95%	1人当たり	27,935円	1,765円
		平等割額	6,005円	5,500	15.48%		1世帯当たり	30,485円	5,700円	15.10%		1世帯当たり	32,542円	2,057円
計	応能分	所得割額	11.70%	11.05			税額	688,252,350円	11.65%			税額	717,883,750円	29,631,400円
		資産割額		0			軽減後	586,007,300円				軽減後	611,362,400円	25,355,100円
	応益分	均等割額	52,256円	47,700			1人当たり	97,182円	49,800円			1人当たり	101,387円	4,205円
		平等割額	32,461円	32,100			1世帯当たり	149,035円	33,200円			1世帯当たり	155,484円	6,449円

$1 \text{世帯当たりの額} = \text{軽減後の額} \div \text{世帯数}$
 $1 \text{人当たりの額} = \text{軽減後の額} \div \text{被保険者数}$